

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高屋福社会定款（以下定款という。）第8条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下役員等という。）に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、当福社会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいい、使用人を兼ねる理事が、使用人として受ける財産上の利益は含まない。

(報酬の支給)

第3条 役員等には定例報酬を支給しない。

(費用)

第4条 役員等が、その職務遂行に当たって費用を負担した場合には、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(その他の支払)

第5条 役員等の、理事会または評議員会等への出席に対して、別表で定める支給基準に基づいて、出席謝金を支払うことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附則

1.この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別表) 役員等への謝金支給基準（交通費相当額）

支給条件	距離（km）	支払額
理事会または評議員会等への出席	$X < 2$	日額 1,000 円以内
	$2 \leq X < 5$	日額 2,000 円以内
	$5 \leq X < 10$	日額 3,000 円以内
	$10 \leq X < 20$	日額 4,000 円以内
	$20 \leq X < 100$	日額 5,000 円以内
	$100 \leq X$	日額 10,000 円以内